	二　企図する栄養の組成として栄養成分の量及び熱量が設定され、献立が当該設定された量から±10％の範囲に入るように設計されていること（ただし、主食を含まない献立の場合は、想定する主食の種類と量を明確にした上で、主食と副食の栄養成分の合計量が次の表の値を満たすものであること。）。 三　腎臓病の食事療法として利用できるものであり、１食で完結する又は主食を追加することで完結するものであること。 四　既に調理がされており、温めて又はそのまま摂取することができる状態の食品であること。 栄養成分及び熱量：１食当たりの栄養成分の量及び熱量 たんぱく質：9.0ｇ以上22.0ｇ以下 食塩相当量：2.0ｇ未満 カリウム：500㎎以下 熱量：380kcal以上750kcal以下		ない場合は、想定する主食の種類と量を明記し、主食を含んだものとすること。） 二　腎臓病用組合せ食品（１食分）である旨の文字 三　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨 四　使用方法 五　物性の調整をした場合、その旨
経口補水液（個別疾患の場合の用途に適する旨を表示する場合を除く。）（ただし、個別疾患名等を表示する場合にあっては、別表第	1　次に掲げる全ての規格を満たすものであること。 一　感染性胃腸炎による下痢又は嘔吐の脱水状態の際に、水及び電解質の補給のために利用できる製品であること。 二　次の表の栄養成分の欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、それぞれ同表の100mL当たりの栄養成分の量の欄に掲げる基準値を満たしているものであること。	感染性胃腸炎による下痢又は嘔吐の脱水状態の者に適する旨	一　経口補水液である旨の文字 二　医師から感染性胃腸炎による下痢又は嘔吐の脱水状態として指示された場合に限り用いる旨 三　食事療法の一環として使用することが適当なものであって、多量摂取により疾病が治癒するものではない旨